

経 済 産 業 研 究 所 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 経済産業研究所（以下「当研究所」という）の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2. 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3. 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金の納付は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書類を直接にまたは又は郵便で提出しなければならない。

(入札書類の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表示し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を当研究所担当者等に提出しなければならない。

2. 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(代理人の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2. 入札者は、次の各号の一に該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に

関して不正の行為をした者。

- ③ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ④ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ⑤ 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑥ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続きに際し、虚偽の申告をした者。
- ⑧ ①から⑦までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(郵便入札)

第 7 条 郵便入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を入札担当者等あての書留で郵送しなければならない。

(条件付きの入札)

第 8 条 全省庁統一の一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第 9 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第 10 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が当研究所の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書受領期限までに到着しない入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 11 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 12 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 1 0 分の 8. 5 の範囲で入札担当者等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 1 0 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
2. 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び入札担当者等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
3. 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 13 条 入札担当者等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

2. 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
3. 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする。

(再度入札)

第 14 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した

価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

(同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同総合評価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2. 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、経済産業研究所から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない）に経済産業研究所に提出しなければならない。ただし、経済産業研究所が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2. 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。